



2025年5月30日

各 位

会 社 名 栄研化学株式会社  
代表者名 代表執行役社長 納富 継宣  
(コード:4549 東証プライム)  
問合せ先 執行役  
経営管理統括部長 工藤 知博  
(TEL. 03-5846-3379)

### 株主との対話を踏まえた株主提案に対する当社取締役会意見の補足説明

当社は、2025年5月13日付プレスリリース「当社定時株主総会に係る株主提案書面の受領及び当社取締役会意見に関するお知らせ」(以下、「5月13日付意見表明プレスリリース」といいます。)において開示したとおり、本年6月24日開催予定の第87期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)において、当社株主であるAVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC(以下、「AVI」といいます。)より定款一部変更の件、及び自己株式の取得の件の2議案からなる株主提案(以下、「AVI株主提案」といいます。)を受領しており、当社取締役会として、中長期的な企業価値及び株主価値の向上の観点からいずれの議案についても反対することを決議しております(AVI株主提案に対する当社取締役会意見の詳細については、5月13日付意見表明プレスリリースをご確認ください。)

5月13日付意見表明プレスリリース開示後、SR面談を実施する中で一部の機関投資家株主から、当社取締役会が、AVI株主提案のうち剰余金の配当等について取締役会決議に限らず株主総会でも決定可能とするための「定款一部変更の件」(以下、「AVI定款変更議案」といいます。)に対して反対の意見表明を行っていることについて、株主の権利を拡大するための議案であり、会社として賛成するべきではないかとの意見をいただいておりますが、改めて5月13日付意見表明プレスリリースに記載の内容を含め、当社としての見解を以下のとおりご説明申し上げます。

当社株主の皆様におかれましては本プレスリリースに記載の当社見解も踏まえ、実質的な観点から議決権行使をご判断いただけますようお願い申し上げます。

#### **AVI定款変更議案に対する当社見解**

当社は、日本企業に社外取締役が十分に普及していなかった2005年に、いち早く「委員会等設置会社」(2014年に現在の「指名委員会等設置会社」に名称変更されております。)に移行し、独立社外取締役を中心とした取締役会において経営陣を監督するいわゆる「モニタリングボード」を有する会社として、取締役会の監督機能を強化してまいりました。

実際、現在の当社の取締役会の構成は、本総会前において、取締役8名のうち5名が独立社外取締役(女性取締役1名)であり、本総会において当社が提案する取締役の選任議案が承認

可決された場合には、取締役 10 名のうち 7 名が独立社外取締役（女性取締役 2 名）となり、一層のモニタリング機能の強化が実現するなど、モニタリングボードを前提としたガバナンス体制強化への先進的な取り組みを常に進めております。

委員会等設置会社については、2002 年商法改正において、社外取締役が過半数を占める指名委員会と報酬委員会の活動によって取締役会の監督機能が高められることから、利益処分についても株主の利益を反映した「厳正な審査」を期待できることを理由に、原則として、取締役会においてのみ自己株式取得等の利益処分を決議できる旨の規定が設けられ、モニタリングボードを有する会社においては、監督機能が担保されている取締役会において機動的な経営判断・経営資源の分配を行うことが指向されることとなりました。

かかる規定の趣旨は会社法にも承継されており、取締役会の監査権限が充実している指名委員会等設置会社などにおいては、所定の要件を満たすと共に定款に定めることを条件として、株主総会ではなく、取締役会においてのみ自己株式取得等の利益処分を決議できることとし、監督機能が担保されている取締役会において機動的な経営判断・経営資源の分配を行うことを指向するという趣旨は維持されていると考えられます。

たしかに、一部の機関投資家株主が主張するとおり、株主の権利を拡大する AVI 定款変更議案に反対することを単独で見れば、株主の権利の制限に繋がるとの指摘を否定することはできないものと考えております。

しかし、上述の会社法の趣旨を斟酌すれば、独立社外取締役の比率や機関設計を考慮することなく、剰余金の配当等の決定権限について取締役会に専属させることを株主の権利の制限であるとして、一律に否定することは、独立社外取締役に監督を委ねるモニタリングボードの普及を妨げかねない面があり、ひいては上述の会社法の趣旨を阻害しかねないと考えております。

実際にこの観点から、機関投資家の中では、モニタリングボードの普及・活用を促進するため、社外取締役を中心に構成されたモニタリングボードを有する企業に対して業務執行に係る業績基準や資本配分等に関する議決権行使の反対ガイドラインの適用を見送り、モニタリングボードに経営の監督を委ねるとの考えが明確化されていると当社は認識しております。

当社はモニタリングボードを有する指名委員会等設置会社として、機関設計や社外取締役比率の面から監督機能を担保するのみならず、本総会後に取締役会の議長を社外取締役とすることや、監査委員会、指名委員会、報酬委員会の 3 委員会の委員を社外取締役のみで構成することを検討しているなど、より一層のガバナンス体制強化を進める予定です。このような観点からも、高度な監督機能が担保された当社取締役会において、経営方針・経営戦略を十分に考慮した上で機動的な経営判断・経営資源の分配を行うことが可能な現行の定款規定が適切であり、同規定の下、当社取締役会に剰余金の配当等の利益処分を一任いただければ、機動的な経営判断・経営資源の分配の実施により中長期的な企業価値及び株主価値の向上を実現することが可能であるものと考えております。

以上のような観点から検討を重ねた上で、当社取締役会としては本年 5 月 13 日に AVI 株主提

案に対して反対の意見表明決議を行っております。

今後も、本総会に向けて機関投資家の皆様や議決権助言会社等のご理解を得られるよう引き続き努めてまいります。

当社の機関投資家株主の皆様におかれましては、議決権行使ガイドラインの形式的な適用の観点にとどまらず、モニタリングボードの実効性確保や、独立社外取締役を中心とする監督機能が担保されたモニタリングボードをご信任いただき、「機動的」な経営判断・資本配分の実現を支持するという実質的な観点から議決権行使をご判断いただけますようお願い申し上げます。

以上